

「横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例の一部改正」について

1 趣旨

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（平成16年3月横浜市条例第2号）は、平成21年3月31日をもって適用期間が終了します。

しかし、厳しい経済環境の中で、横浜経済の持続的な発展、及び現行条例によるこれまでの実績等を踏まえると、今後とも、中長期的に横浜市の経済・財政を支える企業の集積、定着化を促進する必要があります。

そこで、支援内容等を見直したうえで適用期間を延長することにより、引き続き、企業立地等の促進を図り、横浜市経済の活性化に寄与するため、条例の一部を改正します。

2 改正の内容

(1) 建設投資に対する支援〔第8条第1項〕

自社業務ビル、工場・研究所の建設投資に対する支援は、本市の厳しい財政状況を踏まえつつも、他都市との競争に打ち勝てるよう、次のように助成率、助成上限を見直したうえで継続します。

ア 助成率〔第8条第1項〕

現行条例は、企業の投資を短期的、集中的に促すために定められたものであり、これを活用し、適用期間内に投資した者との差を設けるため、助成率を変更します。

表1 助成率の新旧対照表

事業所の種類	現行条例	改正条例
研究所	10%	10%
研究所以外の事業所		8%

イ 助成上限額〔第8条第1項〕

本市財政状況を踏まえつつ、他都市との比較において競争力がある支援内容とするため、助成上限額を変更します。

表2 助成上限額の新旧対照表

費用の種類	現行条例	改正条例
家屋の新設、増設、取得及び償却資産の取得に係る費用	} 合わせて 50億円	10億円
土地の取得等に係る費用 (上欄と一体であることを要する)		10億円

表3 改正後の建設投資に対する支援内容・まとめ

対象	投資額	市税の軽減	助成金の交付
大企業	10億円以上 50億円未満	固定資産税・都市計画税 税率1/2(5年間)	対象外
	50億円以上	同上	投資額の8%(ただし研究所は10%) 限度額10億円(土地に対して別枠で10億円)
中小企業	1億円以上 5億円未満	固定資産税・都市計画税 税率1/2(5年間)	対象外
	5億円以上	同上	投資額の8%(ただし研究所は10%) 限度額10億円(土地に対して別枠で10億円)

(2) テナント進出支援〔第2条第6号、第7号〕【新規】

現在の厳しい経済状況を背景に、企業の投資意欲が減退している中で、今後、短期間で多くの賃貸オフィスビルが供給され、まとまった業務床が確保できるという本市の優位性を最大限に活かし、着実に市外からの企業を誘致するため、次のとおり支援対象となる企業立地等の見直しを行い、新たにテナント進出に対する支援を対象とします。

表4 企業立地等の新旧対照表

特定地域	企業立地等の種類	現行条例	改正条例
業務系地域	所有型事業所の新增設等(自社ビルの建設)	○	○
	賃貸型事業所の新增設等(賃貸ビルの建設)	○	×
	家屋を賃借し本社機能の設置(テナント進出)	×	○
工業系地域	所有型事業所の新增設等(自社工場の建設)	○	○
	賃貸型事業所の新增設等(賃貸工場の建設)	○	○

ア 支援内容〔第8条第2項〕

横浜経済を牽引することが期待できる収益性がある企業を誘致するため、法人市民税法人税割額の1/2相当額を基準に作成した助成額表により算出された助成金額を3年間助成します。

・助成上限額 1億円/年×3年(最大3億円)

イ 要件〔第2条第4号、第6号イ〕

収益性などについて、一定の要件を定めます。

・経常利益の額;3年間で計3億円以上、または直近1年間で1億円以上
・本社機能、研究開発機能

(3) 特定地域〔第2条第1号、第6号、第7号〕

引き続き、現行の条例が定める特定地域（9地域）を対象とします。
 なお、近年の企業立地の状況から、地域の分類を一部変更します。

表5 特定地域の新旧対照表

特定地域	現行条例	改正条例
みなとみらい21, 横浜駅周辺, 関内周辺, 新横浜都心	業務系地域	業務系地域
港北ニュータウン		
京浜臨海部, 臨海南部工業, 内陸南部工業, 内陸北部工業	工業系地域	工業系地域

(4) 認定要件の追加〔第3条第5項〕【新規】

地球温暖化対策への配慮

本市では、「横浜市脱温暖化行動方針（CO-DO30）」を定め、市全体で脱温暖化に関する取り組みを進めていることから、立地企業にも脱温暖化対策への配慮を求めます。

(5) 適用期間〔附則〕

企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用する期間を定めます。

表6 適用期間新旧対照表

	現行条例	改正条例
適用期間	平成16年4月1日～ 平成21年3月31日	平成21年4月1日～ 平成24年3月31日

3 施行期日〔附則〕

平成21年4月1日

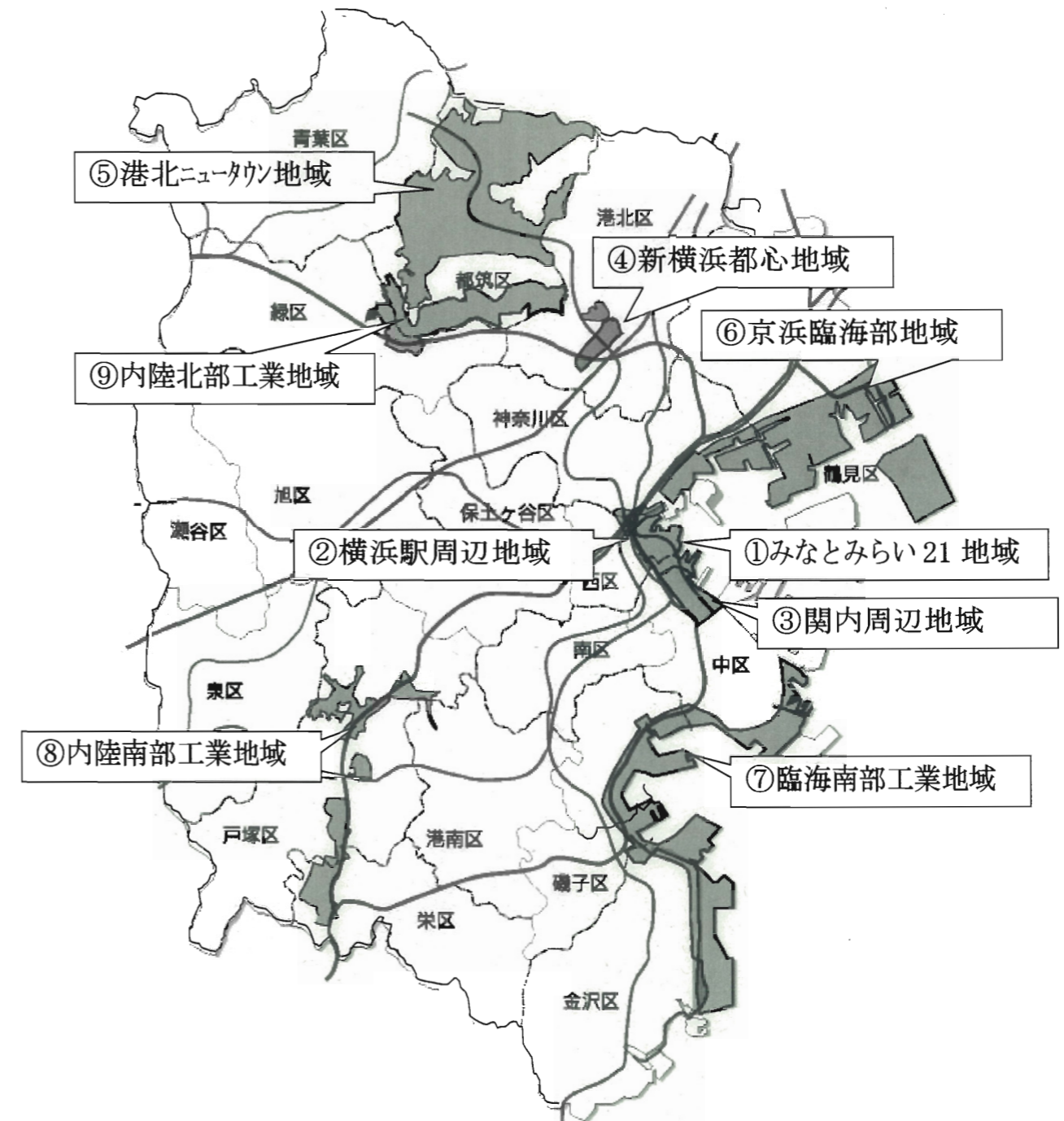
図 企業立地促進条例 特定地域

業務系地域

- ①みなとみらい21地域、②横浜駅周辺地域、③関内周辺地域、
- ④新横浜都心地域、⑤港北ニュータウン地域

工業系地域

- ⑥京浜臨海部地域、⑦臨海南部工業地域、⑧内陸南部工業地域、
- ⑨内陸北部工業地域、



一部改正後の「横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例」全文(案)

(下線部分：改正か所)

(目的)

第1条 この条例は、企業立地等促進特定地域において固定資産税及び都市計画税の税率の特例並びに助成金の交付の措置を講ずることにより、企業立地等の促進を図り、併せて市民雇用の増大及び市内企業の事業機会の拡大を図ることにより、横浜市経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業立地等促進特定地域 比較的大規模な企業立地等が見込まれ、横浜市経済の活性化を図る上で、緊急かつ重点的に企業立地等を促進すべき地域で別表第1に規定する区域をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる会社をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の者(会社に限る。)で事業を営むものその他規則で定める者をいう。
- (4) 特定事業者 次条第1項の認定の申請をしようとする日の属する事業年度(以下「基準事業年度」という。)の前事業年度以前の3事業年度の経常利益の額(規則で定めるところにより算定した額をいう。以下同じ。)の合計額が300,000,000円以上又は基準事業年度の前事業年度の経常利益の額が100,000,000円以上の中小企業者及び大企業者をいう。
- (5) 事業所 事務所、研究所、工場その他これらに類するもの及びこれらに附随した関連施設で規則で定めるものをいう。
- (6) 企業立地等 企業立地等促進特定地域において行われる次に掲げる行為をいう。
 - ア 企業立地等促進特定地域ごとに別表第2に定める分野の事業を営む中小企業者及び大企業者が、同表に定めるところにより、固定資産(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第1号に規定する固定資産をいう。以下同じ。)のうち、土地を取得し、若しくは賃借し、家屋を取得し、新築し、若しくは増築し、又は償却資産を取得して行う次に掲げる行為
 - (ア) 事業所を設置し、又は拡張すること。
 - (イ) 事業所として賃貸すること。
 - (ウ) 事業所の設備を新設し、増設し、又は更新すること。
 - (エ) 事業所の設備として賃貸すること。
 - (オ) その他規則で定める行為をすること。
 - イ 特定事業者が、固定資産のうち家屋を賃借して、規則で定める本社機能等を備えた事業所(以下「本社等」という。)を設置すること(みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域及び港北ニュータウン地域において家屋を賃借する場合であって、規則で定めるところにより設置するときに限る。)
- (7) 投下資本額 別表第2に定める固定資産の取得に要する費用で、次に掲げるものを控除したものをいう。
 - ア 国、他の地方公共団体(神奈川県を除く。)その他公共的団体の補助金、奨励金その他これらに類するものの交付の対象となった固定資産の取得に要する費用
 - イ 第7条の規定による税率の特例の適用を受け、又は第8条の規定による企業立地等助成金の交付の対象となった固定資産の取得に要する費用
 - ウ 土地及び家屋の賃借料その他これに類するもの(土地の賃借権に係る権利金を除

く。)

エ その他規則で定めるもの
(企業立地等事業計画の認定等)

第3条 中小企業者及び大企業者は、前条第6号アに掲げる行為に係る企業立地等(以下「固定資産取得企業立地等」という。)を行おうとする場合は投下資本額が中小企業者にあつては100,000,000円以上、大企業者にあつては1,000,000,000円以上の固定資産取得企業立地等を行おうとするとき、又は同号イに掲げる行為に係る企業立地等(以下「固定資産賃借企業立地等」という。)を行おうとする場合は、当該企業立地等に係る計画(以下「企業立地等事業計画」という。)を作成し、規則で定めるところにより、これを市長に提出して、その認定を受けることができる。

2 企業立地等事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 企業立地等に係る事業所及び設備の概要に関する事項
- (2) 企業立地等に係る事業に関する事項
- (3) 企業立地等を行う者に関する事項
- (4) 企業立地等を行う場所に関する事項
- (5) 企業立地等を行う時期に関する事項
- (6) 投下資本額及びその調達方法に関する事項(固定資産賃借企業立地等を行うときを除く。)

(7) 企業立地等に係る事業に伴う雇用に関する事項

(8) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の認定の申請があつた場合において、その企業立地等事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 企業立地等が横浜市経済の発展に資すると認められること。
- (2) 企業立地等に係る資金計画が当該中小企業者又は当該大企業者の経営の状況に照らして適切であること。

4 企業立地等事業計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、規則で定める期間内に、当該企業立地等に係る事業を開始しなければならない。

5 認定事業者は、地球温暖化対策(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第2項に規定する地球温暖化対策をいう。)に配慮して、当該企業立地等を行うよう努めなければならない(固定資産賃借企業立地等を行うときを除く。)。

(認定事業計画の変更)

第4条 認定事業者は、認定を受けた企業立地等事業計画(以下「認定事業計画」という。)の変更(前条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項の変更に限る。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の認定を受けなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の認定について準用する。

(承継)

第5条 認定事業者が、当該企業立地等若しくは当該企業立地等に係る事業の全部を譲渡し、又は認定事業者について合併若しくは分割(当該企業立地等若しくは当該企業立地等に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、当該企業立地等若しくは当該企業立地等に係る事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該企業立地等若しくは当該企業立地等に係る事業の全部を承継した法人は、その認定事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により認定事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(企業立地等事業計画の認定の取消し等)

第6条 市長は、認定事業者が認定事業計画(第4条第1項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に従つて企業立地等を行っていないと認めるとき、又は第3条第4項に規定する規則で定める期間内に企業立地等に係る事業を開始していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 市長は、認定事業計画が第3条第3項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該認定事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

(固定資産取得企業立地等に係る固定資産の固定資産税及び都市計画税の税率の特例)

第7条 固定資産取得企業立地等を行う認定事業者(以下「固定資産取得事業者」という。)が、認定事業計画に基づいて取得し、新築し、又は増築した固定資産であつて、当該固定資産取得事業者が所有し、かつ、当該認定事業計画に基づく固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供するものに対して課する固定資産税の税率は、横浜市市税条例(昭和25年8月横浜市条例第34号)第48条の規定にかかわらず、当該固定資産を当該認定事業計画に基づく固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供することとなつた日の属する年の翌年の1月1日(固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供することとなつた日が1月1日である場合は、その日の属する年の1月1日)を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税に限り、100分の0.7とする。

2 固定資産取得事業者が、認定事業計画に基づいて取得し、新築し、又は増築した固定資産(土地及び家屋に限る。以下この項において同じ。)であつて、当該固定資産取得事業者が所有し、かつ、当該認定事業計画に基づく固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供するものに対して課する都市計画税の税率は、横浜市市税条例第132条の規定にかかわらず、当該固定資産を当該認定事業計画に基づく固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供することとなつた日の属する年の翌年の1月1日(固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供することとなつた日が1月1日である場合は、その日の属する年の1月1日)を賦課期日とする年度から5年度分の都市計画税に限り、100分の0.15とする。

3 前2項の規定の適用を受けようとする者は、当該固定資産を当該認定事業計画に基づく固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供することとなつた日の属する年の翌年の1月31日(固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供することとなつた日が1月1日である場合は、その日の属する年の1月31日)までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 固定資産取得事業者の所在地及び名称
- (2) 土地を取得した場合は、所在、地目、地積、取得年月日及び登記年月日
- (3) 家屋を取得し、新築し、又は増築した場合は、所在、種類、規模、構造、取得価額又は建設費、取得年月日及び登記年月日
- (4) 償却資産を取得した場合は、所在地、種類、数量、取得価額、取得年月日及び耐用年数
- (5) その他市長が必要と認める事項(企業立地等助成金)

第8条 市長は、認定事業計画に係る投下資本額が中小企業者にあつては500,000,000円以上、大企業者にあつては5,000,000,000円以上となるときは、当該投下資本額に別表第3に規定する事業所の種類ごとの助成率(当該認定事業計画に係る投下資本額に、神奈川県補助金、奨励金その他これらに類するものの交付の対象となつた固定資産の取得に要する費用が含まれる場合にあつては、当該助成率以内で規則で定める割合)を乗じて得た額の企業立地等助成金(以下「助成金」という。)を規則で定めるところにより分割して、固定資産取得事業者に対して交付することができる。ただし、同一の企業立地等促進特定地域において、同一の中小企業者又は大企業者に対し、別表第4に規定する費用の種類ごとの上限額(当該認定事業計画に係る投下資本額に、神奈川県補助金、奨励金その他これらに類するものの交付の対象となつた固定資産の取得に要する費用が含まれる場合にあつては、当該上限額の範囲内で規則で定める額)を超えて交付することはできない。

2 市長は、固定資産賃借企業立地等に係る事業を開始した日の属する事業年度の翌事業年度開始の日から3年を経過する日までの間(以下「対象期間」という。)に開始する各事業年度(以下「対象事業年度」という。)について、それぞれ別表第5の規定により算定する助成金算定基準額ごとの助成金を固定資産賃借企業立地等を行う認定事業者(以下「固定資産賃借事業者」という。)に対して交付することができる。

3 助成金の交付を受けようとする者は、毎年度、市長が指定する期日までに、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の申請に係る企業立地等が認定事業計画に基づくものであると認めるときは、予算の範囲内において、当該年度に交付する助成金の額を決定するものとする。

5 市長は、前項の決定に条件を付けることができる。

6 前各項に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

(状況報告)

第9条 認定事業者は、規則で定めるところにより、当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

(固定資産取得企業立地等の投下資本額の報告)

第10条 固定資産取得事業者は、固定資産取得企業立地等が終了したときは、規則で定めるところにより、投下資本額を市長に報告しなければならない。

(固定資産賃借企業立地等に係る市民税法人税割額の報告)

第11条 固定資産賃借事業者は、第8条第4項の規定による交付の決定後、対象事業年度の市民税の法人税割額（以下「市民税法人税割額」という。）を減額する更正を受けたときは、当該更正後の市民税法人税割額を市長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第12条 市長は、第10条の報告を受けたときは、その報告に係る投下資本額を審査し、かつ、その投下資本額が認定事業計画に適合するものであるかどうかを調査することにより、当該投下資本額を確定した上で、交付すべき助成金の額を確定し、当該固定資産取得事業者に通知しなければならない。この場合において、交付すべき助成金の額は、第3条第1項の認定を受けた企業立地等事業計画に記載された同条第2項第6号に掲げる投下資本額に基づき第8条第1項の規定により算定する額を超えないものとする。

(企業立地等に係る事業の継続義務)

第13条 認定事業者は、企業立地等に係る事業を開始した日から10年を経過する日までの間（次条の規定により、休止した期間を除く。以下同じ。）、当該企業立地等に係る事業を継続しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(企業立地等又は企業立地等に係る事業の休止又は廃止)

第14条 認定事業者は、企業立地等に係る事業を開始した日から10年を経過する日までの間において、当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、認定事業者は、規則で定める期間を超えて企業立地等又は企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(交付の決定の取消し)

第15条 市長は、助成金の交付を受けた認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第4項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第6条の規定により認定を取り消されたとき。

(2) 第8条第5項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 対象事業年度の市民税法人税割額を減額する更正を受けたとき。

(4) 虚偽その他の不正の行為により、助成金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(5) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

2 前項の規定は、第12条の規定による助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(立入検査等)

第17条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、認定事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

この条例は、平成16年4月1日から施行し、平成24年3月31日までに企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用する。

(企業立地等事業計画の認定の特例)

2 固定資産賃借企業立地等を行う者が、当該固定資産賃借企業立地等に係る事業所の設備について、横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例の一部を改正する条例(平成 年 月横浜市条例第 号)による改正前の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例(以下「旧条例」という。)第2条第5号ウに掲げる行為に係る企業立地等に係る企業立地等事業計画の認定(旧条例第3条第3項の認定をいう。)を受け、又は受けることとなる場合にあっては、市長は、第3条第3項の規定にかかわらず、その者の当該固定資産賃借企業立地等に係る企業立地等事業計画について同項の認定をしないものとする。

(企業立地等助成金の特例)

3 助成金の交付を受けようとする固定資産取得事業者が、当該助成金に係る企業立地等促進特定地域と同一の企業立地等促進特定地域において旧条例第8条第1項に規定する助成金の交付を受け、又は受けることとなる場合であって、第8条第1項の規定により算定することとなる助成金の額が、5,000,000,000円(旧条例第8条第1項ただし書に規定する場合にあっては、同項ただし書の規定により規則で定める額)から当該同一の企業立地等促進特定地域において旧条例第8条第1項の規定により交付し、又は交付することとなる助成金の額を減じた額(以下「旧助成金残余额」という。)を超えるときは、その者の助成金については、旧助成金残余额に相当する額を第8条第1項本文の定めるところにより交付することができる。

別表第1（第2条第1号）

名 称	区 域
みなとみらい21地域	西区及び中区の区域のうち、市長が告示する区域
横浜駅周辺地域	神奈川区及び西区の区域のうち、市長が告示する区域
関内周辺地域	中区の区域のうち、市長が告示する区域
新横浜都心地域	港北区の区域のうち、市長が告示する区域
港北ニュータウン地域	都筑区の区域のうち、市長が告示する区域
京浜臨海部地域	鶴見区及び神奈川区の区域のうち、市長が告示する区域
臨海南部工業地域	中区、磯子区及び金沢区の区域のうち、市長が告示する区域
内陸南部工業地域	港南区、戸塚区及び栄区の区域のうち、市長が告示する区域
内陸北部工業地域	緑区及び都筑区の区域のうち、市長が告示する区域

別表第2（第2条第6号、第7号）

企業立地等促進特定地域	事業の分野	固定資産の取得
みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域及び港北ニュータウン地域	すべての分野	<p>1 <u>事業所を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</u></p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、事業所の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産<u>（規則で定めるものに限る。以下同じ。）</u>を取得すること。</p>

京浜臨海部地域、臨海南部工業地域、内陸南部工業地域及び内陸北部工業地域	I T、バイオ、環境、先端技術及び自然科学研究に関連する分野で規則で定めるもの並びに製造業で規則で定めるもの（以下「指定産業」という。）	<p>1 事業所を設置し、又は拡張する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、事業所の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産を取得すること。</p> <p>事業所の設備を新設し、増設し、又は規則で定めるところにより更新する目的で、償却資産を取得すること。</p>
	すべての分野	<p>1 指定産業の事業所として賃貸する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、指定産業の事業所の設備として賃貸する目的で、償却資産を取得すること。</p>

別表第3（第8条第1項）

事業所の種類	助成率
研究所	10パーセント
研究所以外の事業所	8パーセント

別表第4（第8条第1項）

費用の種類	上限額
投下資本額に係る土地の取得及び賃借に係る費用	1,000,000,000円
投下資本額に係る家屋の新築、増築及び取得並びに償却資産の取得に係る費用	1,000,000,000円

別表第5（第8条第2項）

助成金算定基準額ごとの助成金の額の算定方法は、次に定めるとおりとする。

1 助成金算定基準額は、次の各号に掲げる固定資産賃借事業者ごとに、当該各号に掲げる式により算定した額とする。

(1) 事業年度を1年とする固定資産賃借事業者

$$\text{助成金算定基準額} = \frac{A \times C}{B}$$

(2) 事業年度の期間が1年未満又は1年を超える固定資産賃借事業者

$$\text{助成金算定基準額} = \frac{12 \times A \times C}{B \times D}$$

- 2 前項第1号の固定資産賃借事業者に対して交付することができる助成金の額は、次の表の当該固定資産賃借事業者の同号に掲げる式により算定した助成金算定基準額に応じた金額とする。

助成金算定基準額		金額
	4,000,000円以下	0円
4,000,001円以上	5,000,000円以下	2,000,000円
5,000,001円以上	6,300,000円以下	2,500,000円
6,300,001円以上	7,900,000円以下	3,150,000円
7,900,001円以上	9,900,000円以下	3,950,000円
9,900,001円以上	12,400,000円以下	4,950,000円
12,400,001円以上	15,500,000円以下	6,200,000円
15,500,001円以上	19,400,000円以下	7,750,000円
19,400,001円以上	24,300,000円以下	9,700,000円
24,300,001円以上	30,400,000円以下	12,150,000円
30,400,001円以上	38,000,000円以下	15,200,000円
38,000,001円以上	47,500,000円以下	19,000,000円
47,500,001円以上	59,400,000円以下	23,750,000円
59,400,001円以上	74,300,000円以下	29,700,000円
74,300,001円以上	92,900,000円以下	37,150,000円
92,900,001円以上	116,200,000円以下	46,450,000円
116,200,001円以上	145,300,000円以下	58,100,000円
145,300,001円以上	181,700,000円以下	72,650,000円
181,700,001円以上	200,000,000円以下	90,850,000円
200,000,001円以上		100,000,000円

- 3 第1項第2号の固定資産賃借事業者に対して交付することができる助成金の額は、前項の表の当該固定資産賃借事業者の第1項第2号に掲げる式により算定した助成金算定基準額に応じた金額を12で除し、これに当該固定資産賃借事業者の事業年度の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

- 4 前2項の規定にかかわらず、対象期間の末日後に終了する対象事業年度について交付することができる助成金の額は、次のとおりとする。

(1) 第1項第1号の固定資産賃借事業者にあつては、第2項の規定により算定した金額を12で除し、これに当該対象事業年度開始の日から対象期間の末日までの月数を乗じて得た額とする。

(2) 第1項第2号の固定資産賃借事業者にあつては、第2項の表の当該固定資産賃借事業者の第1項第2号に掲げる式により算定した助成金算定基準額に応じた金額を12で除し、これに当該対象事業年度開始の日から対象期間の末日までの月数を乗じて得た額とする。

備考

1 「A」とは、当該固定資産賃借事業者の確定申告に係る市民税法人税割額（当該市民税法人税割額を減額する更正を受けた場合にあつては、当該更正後の市民税法人税割額）をいう。

2 「B」とは、当該固定資産賃借事業者の横浜市の区域内の事業所の従業者数をいう。

3 「C」とは、当該固定資産賃借事業者の横浜市の区域内の本社等の従業者数のうち市長が定める従業者数をいう。

4 「D」とは、当該固定資産賃借事業者の事業年度の月数をいう。

附 則（平成17年 3 月条例第58号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この条例による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例第 2 条第 6 号アの規定及び第 8 条第 1 項は、平成16年11月 9 日以降に横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例第 3 条第 1 項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用する。

附 則（平成17年12月条例第123号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第 3 条第 1 項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用し、同日前にこの条例による改正前の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例第 3 条第 1 項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者については、なお従前の例による。